

紹介状なしの受診時の患者負担 (選定療養費) について

平成30年4月の診療報酬改定に伴い、当院のような400床以上の地域医療支援病院は、紹介状なしで受診された初診の患者さんから、初診料の他に、選定療養費を徴収することが義務化されました。

また、病状が安定し、医師により、他の医療機関に紹介したにもかかわらず、引き続き同じ病気で受診された場合にも、選定療養費を徴収することが義務化されました。

当院では、選定療養費を下記のとおりご負担いただいております。
ご理解とご協力をお願いいたします。

	料金		料金
初診時	医科 5,500円	再診時	医科 2,750円
	歯科 3,300円		歯科 1,650円

※関連のある傷病の場合を除き、歯科と医科(歯科以外の診療科)はそれぞれ別に徴収いたします。

ただし、以下の方は選定療養費のご負担はありません。

- 公費負担医療制度の受給者の方
(ひとり親家庭医療・乳幼児医療・子ども医療の助成制度は除く)
- 当院の他の診療科を受診中の方
- 健康診断等の結果により精密検査受診の指示を受けられた方
- 緊急重篤な症例で救急車で搬送された方
- 出産関連で休日夜間に受診された方
- 即日入院された方
- 健康保険を使わない方

「選定療養費」についてのご質問と回答

Q1 初診時の選定療養費とは何ですか。

A1 平成30年度の診療報酬改定により、400床以上の地域医療支援病院（当院含む）に義務付けられた制度で、初診時に他の医療機関の紹介状を持参されずに受診された場合、医療費のほかにご負担いただく「特別な料金」です。

Q2 なぜ、5,500円（歯科は3,300円）なのですか。

A2 平成30年度の診療報酬改定により、初診時選定療養費については5,000円（歯科は3,000円）以上を徴収することが義務付けられたため、5,500円（歯科は3,300円）をご負担いただくことになりました。

Q3 紹介状がないと、初診の診察をしてもらえないのですか。

A3 紹介状がなくても診察は受けられますが、その場合は初診時の選定療養費として、初診料とは別に5,500円、（歯科は3,300円）をご負担いただくこととなります。

Q4 初診の人は、必ず、選定療養費を支払わなければならないのですか。

A4 次のいずれかに該当する方は、ご負担はありません。

- ・ 他の医療機関の紹介状を持参された方
- ・ 緊急重篤な症例で救急車で搬送された方
- ・ 現在、当院の別の診療科を継続的に受診されている方（ただし、歯科とその他診療科は別医療機関扱いとなるため、歯科は除く）
- ・ 特定の疾病や障害等により各種公費負担制度の受給対象となっている方など（ひとり親家庭医療、乳幼児医療、こども医療の助成制度は除く）

Q5 後日紹介状を持参した場合は、選定療養費は免除されますか。

A5 紹介状は、初診時の診察前に提示していただく必要があります。診察後に提示された場合は、選定療養費をご負担いただくこととなります。

Q6 古い紹介状を持っているのですが、選定療養費はどうなりますか。

A6 病状は時間の経過と共に変化するため、古い紹介状では診療に必要な情報を得ること

ができません。できるだけ発行から1か月以内に受診していただくようお願いいたします。古い紹介状を持参された場合は、再発行をお願いしたり、選定療養費をご負担いただく場合があります。

なお、予約日が決まっていた場合や、かかりつけ医から受診日を指定されていた場合はこの限りではありません

Q7 再診時の選定療養費とは何ですか。

A7 平成30年度の診療報酬改定により、当院のような400床以上の地域医療支援病院に義務付けられた制度で、病状が安定して、医師がかかりつけ医へ文書による紹介を行ったにもかかわらず、引き続き、患者さんの意思で当院を受診される場合、医療費のほかにご負担いただく「特別な料金」です。

Q8 なぜ、2,750円（歯科は1,650円）なのですか。

A8 再診時選定療養費は2,500円（歯科は1,500円）以上を徴収することが義務付けられたため、2,750円（歯科は1,650円）をご負担いただくことになりました。

Q9 福祉医療費助成制度の受給者証を持っていますが、選定療養費を支払わなければならないのですか。

A9 平成30年度の診療報酬改定により、地方単独の公費負担医療の受給者は、重度心身障害者医療費助成制度の受給者を除き、選定療養費を負担していただくことが義務付けられました。このため、乳幼児医療費助成制度、こども医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度の受給者についてはご負担いただくこととなります。